

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の補助の割合の特例）</p> <p>第八条 県計画に基づいて令和三年度から令和十三年度までの各年度において地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。第十一条第二項において同じ。）が行う港湾・漁港特定事業（指定地域内の港湾又は漁港における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業をいう。第十条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、その二分の一を補助するものとする。</p> <p>第九条 県計画に基づいて令和三年度から令和十三年度までの各年度において地方公共団体が行う漁場特定事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、次の各号に掲げる漁場特定事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め</p>	<p>（国の補助の割合の特例）</p> <p>第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成三十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>第九条 「新設」</p>

る割合により、その一部を補助するものとする。

一 関係県が行う漁場特定事業のうち、その事業に係る経費の総額が政令で定める額以上のもの 次項に定めるところにより算定した割合

二 前号に掲げる漁場特定事業以外の漁場特定事業 二分の一

2| 前項第一号に掲げる漁場特定事業に係る経費に対する国の補助の割合は、関係県ごとに二分の一に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。第五項において「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

$$1 + 0.1 \times \text{調整率}$$

3| 前項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいう。

$$\frac{0.75 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該県の財政力指数 (財政力指数が0.46を超過するとき)は0.46}]{0.46 - \text{全ての関係県のうち財政力指数が最低の関係県の財政力指数}}}{\text{関係県の財政力指数}}$$

4| 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したもの三分の一の数値をいう。

① 特定事業に係る経費に対する国の補助の割合は、関係県ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の補助の割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。第四項において「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

$$1 + 0.1 \times \text{調整率}$$

2| 前項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいう。

$$\frac{0.75 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該県の財政力指数 (財政力指数が0.46を超過するとき)は0.46}]{0.46 - \text{全ての関係県のうち財政力指数が最低の関係県の財政力指数}}}{\text{関係県の財政力指数}}$$

3| 〔同上〕

5| 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に通知するものとする。

6| 第一項の規定により同項第一号に掲げる漁場特定事業に係る経費に対して国が二分の一を超えて補助することとなる額の交付に  
関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 港湾・漁場特定事業又は漁場特定事業（以下この条及び次  
条第一項において「特定事業」という。）に係る経費に対する他の  
法令の規定による国の補助の割合が、第八条又は前条第一項の規  
定による国の補助の割合を超えるときは、その特定事業に係る経  
費に対する国の補助の割合については、これらの規定にかかわら  
ず、当該他の法令の定める割合による。

（地方債の特例等）

第十一条 県計画に基づいて地方公共団体が行う特定事業で総務省  
令で定めるものにつき令和三年度から令和十三年度までの各年度  
において当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財  
政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に  
該当しないものについても、地方債をもってその財源とすること  
ができる。

2| 地方公共団体が県計画を達成するために行う事業に要する経費

4| 〔同上〕

〔新設〕

第十条 第八条の規定により特定事業に係る経費に対して国が通常  
の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に関し必要な  
事項は、政令で定める。

（地方債についての配慮）

第十一条 〔新設〕

〔同上〕

に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(漂流物の除去等)

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、漂流物の除去、海岸漂着物の処理その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委員会の所掌事務等)

第二十五条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うこと。

二 前号に規定する事項に関し、主務大臣等に意見を述べること。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。

(漂流物の除去等)

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、漂流物の除去その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委員会の所掌事務等)

第二十五条 (同上)

2 (同上)

〔新設〕